

①～④に必要事項をご記入ください。

住民票の写し等交付申請書(郵送用)

(宛先) 上尾市長

令和 年 月 日

① 必要な住民票の住所と世帯主の情報を記入してください。

(注意) 住所は建物名や部屋番号などを含めて正確に記入してください。記入もれがあった場合には住民票を発行できません。

必要な住民票	住所	上尾市		
	世帯主	ふりがな	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
		氏名		

② 必要な住民票の種類に☑をし、その他必要事項を記入してください。

住民票の種類 (※必要なものに☑をして記入)	【日本人・外国人共通事項】	本籍(筆頭者) <small>(日本人のみ)</small>	続柄(世帯主)	必要な数	備考
	<input type="checkbox"/> 世帯全員が載った住民票	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	<input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない	通	H25.6.19以前に除票となった住民票の除票は発行できません。
	<input type="checkbox"/> 個人の住民票(除票を含む)	(個人の証明の場合) どなたの証明が必要ですか			
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明(全員)	ふりがな			
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明(個人)	氏名			
	<input type="checkbox"/> 除票記載事項証明(個人)	生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日	
住民票コード・個人番号が必要な場合は☑点 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号 ※ 記載する場合、本人の住民登録地以外に送付することはできません。					
【外国人の方のみの事項】 外国人選択項目を (<input type="checkbox"/> 全部のせる <input type="checkbox"/> 全部のせない <input type="checkbox"/> 選択) (選択する場合のみ必要な項目を☑) <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 法第30条45に規定する区分 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間等・在留期間等の満了の日 <input type="checkbox"/> その他()					

③ 住民票の使用目的について、該当のものに☑または記入してください。

<input type="checkbox"/> 年金手続き	<input type="checkbox"/> 児童手当の手続き	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 運転免許証の手続き
<input type="checkbox"/> その他 詳細を右欄にご記入ください。()				

④ 申請者の住所・氏名・生年月日等を記入してください。

申請者	住所	〒 - -		
	氏名	法人のみ ①	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	昼間の連絡先 ※ 連絡の取れる電話番号	- -	住民票に載っている 人との関係	

■請求に当たっての注意事項

住民票の写し、住民票記載事項証明を申請できるのは、原則として本人または同一世帯の人に限りです。

※ 同じ住所で同居していても、世帯が別の人の住民票の申請には、委任状が必要です。

■お送りいただくもの(次の4点をお送りください。)

- ① 申請者の本人確認書類の写し
(1点でよいもの) 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード(写真付)、住民基本台帳カード(写真付)、他写真付となる官公署発行の証明書
(2点以上必要なもの) 健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証、年金手帳、住民基本台帳カード(写真無し)など
- ② 返信用封筒(返信先を記入し、料金分の切手を貼ったもの)
- ③ 手数料(証明書1通200円) ※ **定額小為替証書**をご用意ください(ゆうちょ銀行で購入)。収入印紙や切手では受付できません。
- ④ この申請書 ※ 定額小為替証書を購入するには別途料金がかかります。

《ご注意ください》

申請者や申請内容によって、その他の書類(委任状、疎明資料等)も必要になる場合があります。事前にお問い合わせください。

※ プライバシーの侵害などにつながるような不当な目的に利用するための請求には応じられません。

偽りその他の不正手段により交付を受けたときは、法律により処罰されることがあります。